

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月12日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第39号

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

(1) 第5条第2項ただし書中「障害」を「障がい」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障がい者」という。）

(2) 第5条第2項第8号中「でア又はイ」を「又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ その他市長が特に認めた者

(3) 第5条第2項に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げる者のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者で、市長が特に認めたもの

(4) 第5条第3項第1号中「次のア」を「ア」に改め、同号アを次のように改める。

ア 障がい者でその障がいの程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障がいの区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める障がいの程度であるもの

(ア) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障がい（知的障がいを除く。（ウ）において同じ。） 精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

(5) 第8条第2項各号を次のように改める。

- (1) 長期にわたり連続して市営住宅に入居の申込みをしている者
- (2) 60歳以上の者（その者に同居者等（入居申込者と同居し、又は同居しようとする者をいう。以下この項において同じ。）がいる場合は、当該同居者等が当該60歳以上の者の親族で市長が定めるものである場合に限る。）
- (3) 障がい者（市長が定める者に限る。以下この号において同じ。）又は同居者等がその親族である障がい者である者
- (4) 収入が市長が定める基準以下の低額所得者
- (5) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（同居者等である者に限る。）を現に扶養している者
- (6) 前号に掲げる者のほか、20歳未満の子（同居者等である者に限る。）を現に扶養している寡婦又は寡夫
- (7) 前2号に掲げる者のほか、18歳未満の者（同居者等である者に限る。）を現に3人以上扶養している者
- (8) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等でア又はイのいずれかに該当するもの
ア 犯罪等（犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。イにおいて同じ。）により収入が減少した者
イ 現に居住する住居又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住居に居住することが困難となった者
- (9) 第5条第2項第3号から第8号までに掲げる者
- (10) 入居申込者及び同居者等の人数の合計が5人（当該入居申込者又は同居者等に60歳以上の者又は当該入居申込者若しくは同居者等の16歳以上の子が含まれている場合は、4人）以上である者
- (11) 同居者等が当該入居申込者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である者であ

って、当該入居申込者と当該配偶者の年齢の数の合計が70以下であるもの

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

- (6) 第11条第1項ただし書を削り、同項第1号中「市長の定める資格を有する連帯保証人の連署する」を「法及びこの条例その他の関係規程を遵守する旨の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置等)
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、施行日以後に入居者を募集する市営住宅の入居者の資格について適用する。
- 3 改正後の第8条第2項の規定は、施行日以後に入居者を募集する市営住宅の入居者の選考について適用する。
- 4 改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後に市営住宅に入居しようとする入居決定者（札幌市営住宅条例第7条第2項又は第7条の2第1項の規定により入居者として決定した者をいう。）について適用する。
- 5 この条例の施行の際現に入居者の市営住宅に係る家賃その他の債務を保証する連帯保証人は、市長が別に定めるところにより、当該債務の保証に係る契約を解除することができる。